

はじめに

世界各国において発生している鳥インフルエンザは、元来ヒトからヒトへの感染力はないものであったが、トリからヒトへ感染する事例が世界中に広がっている。

インフルエンザ(H5N1)は、平成9年(1997年)に香港で初めてトリからヒトへの感染例が報告され、その後、平成15年(2003年)12月から再び出現し、アジア、アフリカ、ヨーロッパ各国でヒトの発症事例が報告されている。

現在、インフルエンザ(H5N1)ウイルスの感染経路は、トリからヒトへが主であるが、ヒトからヒトへ感染したと疑われる事例も報告されており、また、ウイルスがヒトに感染しやすいものに変異してきているとの報告もあるなど、新型インフルエンザの出現にあたって、その動向が注視されている。

こうした状況を踏まえ、インフルエンザ(H5N1)は、平成18年6月2日付けで「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」と言う。）」に基づく指定感染症に政令指定されるとともに、検疫法に基づく検疫感染症にも指定されたところであり、現行の四類感染症の規定に加えて、ヒトからヒトへ感染することを前提として二類感染症に準じた必要な規定を準用することにより、その発生とまん延の防止を図ることとなった。

島根県では、平成17年12月に、新型インフルエンザ出現に備えて、「島根県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定したところであるが、フェーズ3におけるインフルエンザ(H5N1)の患者発生時等の対応について、「インフルエンザ(H5N1)に係る積極的疫学調査の実施等について(平成18年11月22日付け健感発第1122001号各都道府県・政令市・特別区衛生主管部(局)長あて厚生労働省健康局結核感染症課長通知)」等に基づき、本マニュアルに定めることとする。

なお、具体的対応にあたっては、厚生労働省から「インフルエンザ(H5N1)に関するガイドライン：新型インフルエンザ専門家会議 平成18年6月5日版」（以下、「ガイドライン」と言う。）が公表されていることから、適宜、参照して対応するものとする。

また、本マニュアルは、今後、厚生労働省から示される各種ガイドラインや新たな科学的知見等の情報に基づき、必要に応じて改訂していくものとする。

指定感染症：インフルエンザ(H5N1)患者等の発生時における対応

■ 感染症法に基づく対応

(1) 感染症法の規定を準用する。

- 疑似症患者への適用（法第8条第1項）
- 医師及び獣医師の届出（法第12条、第13条）
- 情報の公表（法第16条）
- 健康診断（法第17条）
- 就業制限（法第18条）
- 入院、移送、退院、感染症の診査に関する協議会、審査請求の特例（法第19条から第25条まで）
- 死体の移動制限(法第30条、第34条、第35条(第4項を除く。)、第36条第1項及び第2項)
- 医療（法第37条から第44条まで）
- 費用負担（法第58条（第5号から第9号までを除く。）、第61条）
- 厚生労働大臣の指示（法第63条の2）
- 保健所を設置する市又は特別区（法第64条第1項、第65条）
- 権限の委任（法第65条の3）
- 経過措置（法第66条）

- (2) 準用する規定について、所要の読替えをする。
- 無症状病原体保有者の適用除外（法第12条第1項、法第18条）
 - 届出対象となる病原体を保有する動物及び感染症の特定（法第13条、第19条）
 - 入院する医療機関の特定（法第19条、第20条）
 - 退院をさせる要件の特定（法第22条）
- (3) 令第1条に規定する高病原性鳥インフルエンザであることから、四類感染症に適用される次に掲げる規定の適用がある。
- 医師の届出（法第12条）
 - 感染症の発生の状況動向及び原因の調査（法第15条）
 - 検疫所長との連携（法第15条の2）
 - 情報の公表（法第16条）
 - 感染症の病原体に汚染された場所の消毒（法第27条）
 - ねずみ族、昆虫等の駆除（法第28条）
 - 物件に係る措置（法第29条）
 - 必要な最小限度の措置（法第34条）
 - 質問及び調査（法第35条）
 - 書面による通知（法第36条）
 - 輸入届出（法第56条の2）及びこれらの措置等に関する費用負担（法第9章）、雑則（法第10章）及び罰則（法第11章）の規定
- なお、四類感染症及び指定感染症として適用及び準用される規定がある。
- (4) 法の規定が準用される場合は、それらの規定に基づく令及び規則の規定が準用されるただし、準用省令において準用される規定のうち、施行規則第11条第2項及び第3項については、所要の読替えをする。
- (5) 事務の区分（指定政令第3条関係）
- 指定政令第2条第1項において準用する法第12条、第13条、第16条から第23条まで、第25条第30条、第35条（第4項を除く。）、第36条第1項及び第2項、第38条（第1項を除く。）並びに第64条の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務については、第一号法定受託事務とする。

■ 検疫法に基づく対応

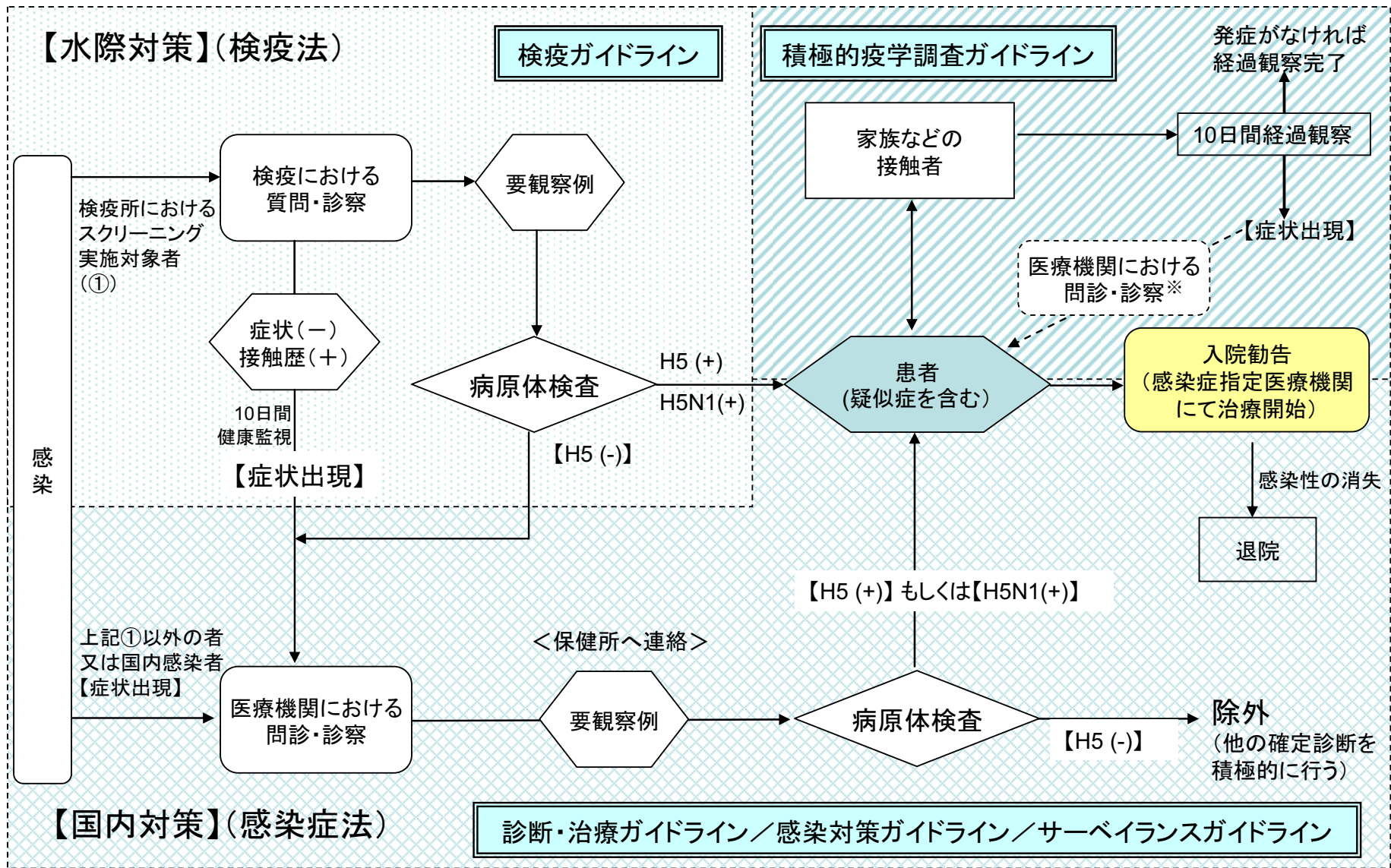
（検疫感染症：検疫法第2条第4号の政令で定める感染症として指定された効果）

- 診察及び検査（法第13条）
- 検疫感染症の病原体が国内に侵入することがほとんどないと認められた時の対応（法第18条の2）
- 都道府県知事への通知（法第18条第3項、検疫法第26条の3）

※ 詳細は、平成18年6月2日付け健感発第0602003号 各都道府県・政令市・特別区衛生主管部(局)長あて厚生労働省健康局結核感染症課長通知「インフルエンザ(H5N1)を指定感染症として定める等の政令、検疫法施行令の一部を改正する政令及びインフルエンザ(H5N1)を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令の施行について(施行通知)」を参照

※ 「インフルエンザ(H5N1)に係る積極的疫学調査の実施等について（平成18年11月22日付け健感発第1122001号各都道府県・政令市・特別区衛生主管部(局)長あて厚生労働省健康局結核感染症課長通知）」の第3積極的疫学調査の実施については、地方自治法 第245条の9に基づく処理基準として示されている。

図1 インフルエンザ(H5N1)に関する対策の概要



※医療機関：原則、第2種感染症指定医療機関にて対応する。(島根県)